

## 平成17年4月4日教育研究評議会議事要旨

本部棟大会議室

午後2時00分～2時40分

- 議長 小宮山総長  
桐野，西尾，古田，濱田，石川各評議員（理事）  
高橋（宏），能見，名川，平尾，松本，高橋（和），中地，岩澤，山本（正），  
會田，生源寺，神野，伊藤，木畑，山本（泰），佐藤，金子，海老塚，杉山，  
桂，磯部，花田，武市，山本（雅），大久保，田中，小森田，前田，保立，  
宮島，鈴木，上田，寺崎，橋本各評議員  
西郷附属図書館長  
巻出アイソトープ総合センター長  
影山広報委員長代理  
池上，上杉各理事  
石黒監事  
石堂，竹原各副理事
- 本部 弦本企画調整役，坂口，出澤，森，長坂，竹田，内山各部長  
中野，松田，平野，我妻，佃，高見澤，井上，米谷各課長

### 1 総長就任の挨拶について

総長から，総長就任にあたり，次のとおり挨拶があった。

このたび，4月1日付けで総長に就任いたしましたので，本日の教育研究評議会において，就任の挨拶をさせていただくこととしました。

「世界一の総合大学を目指して」

大学は現在，世界的に熾烈な競争環境におかれているが，優秀な若者及びトップクラスの研究者に，いかに魅力のある環境を提供することができるかが大学の競争力の本質であるので，21世紀におけるリーディングユニバーシティとしてのビジョンに向けて，これまでの蓄積を尊重しつつ，自然にかつ速やかに，変化を誘導しうる大学モデルを実現する所存である。

大学は，その成員が自らの確信に基づいて行動する場であるが，その組織の効率について社会からの問いに対し，世界の大学人は明快に答えていないが，生命体を表現する自律分散協調系 - 心臓，肝臓等の臓器は体内に分散して存在し，それぞれ自律的に動いているが，総体としては協調的に機能し，生命が営まれている - という概念は，まさに大学のあるべき姿を象徴するものであり，「自律分散協調」により，機動力のある中枢，緩やかな分権及び柔軟なインターフェイスの3つの仕組みを適切に動かすことで，活力のある大学モデルを開発していきたい。

20世紀における学術の進歩は，学術領域の極端な細分化をもたらしたので，大学内部においても相互理解が困難になっている。一方，外部との関係では多様な社会が多様な知を求めているが，熾烈な競争にしのぎを削る個々の大学人が，このような期待に直接応えることは困難を極めるため，細分化した知識を相互に関連づける営為としての知の構造化を行うことは，研究者が自らを全体像のなかに位置づけ，テーラーメイドな教育，先端と基礎との距離を短縮する教育等を実現することとなる。

「知の構造化」を進めることで，学術の成果と社会の問題が交叉する場となり，新しい学術領域，社会のモデル及び産業を産み出していきたい。

本学の部局数は40にも達し、それぞれ規模、ガバナンス等の構造は多様であり、この自律分散系に直接導入できる協調の仕掛けのモデルは、他の組織には見あたらないので、本学に相応しい仕組みを、私たち自身で産み出してゆく決意を固めている。「協調の仕掛け」については、既にいくつかの基本コンセプトとして、教育面では世界トップレベルの教員による「学術俯瞰講義」、研究面では知の全体像の構築に寄与する「学術統合化プロジェクト」が提案され、また、縦割りの支援組織の抜本的強化に向けて、本部の職員が部局パートナーとして縦横無尽に機能し、部局との融合を行う「飛車角方式」を検討している。

たえず新しい意識にめざめつつ、ゆったりと、しかし着実に、新たな知の創造という課題に向けて進んでいきたいので、ご理解とご支援のほどをお願い申し上げます。

## 2 理事の紹介について

総長から、理事の紹介があった後、各理事から挨拶があった。

## 3 評議員等の交代等について

総長から、評議員等の交代について、また、上杉理事から、本部の部課長の交代について、それぞれ紹介があった。

## 4 学内外情勢について（資料1）

総長から、前回教育研究評議会以降の学内外情勢について資料1のとおり報告があった。

## 5 教員懲戒委員会委員について（資料2）

総長から、教員懲戒委員会委員について、東京大学教員懲戒手続規程第4条の規定に基づき、資料2のとおり説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

## 6 学生懲戒委員会委員について（資料3）

古田副学長から、学生懲戒委員会委員について、東京大学学生懲戒処分規程第7条第4項の規定に基づき、資料3のとおり説明があり、かつ、一部の委員については、後日の部局長等の会議に審議を付託することを併せてご承認いただきたい旨説明があった。

次いで、総長から、本件について諮り、審議の結果、原案どおり承認された。

## 7 利益相反委員会委員長について（資料4）

総長から、利益相反委員会委員長について、東京大学利益相反行為防止規則第7条の規定に基づき、資料4のとおり説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

## 8 寄附金及び寄附物品の受納について（資料5）

総長から、平成16年度2月分について資料5のとおり報告があった。